

昭和五十六年十一月二十七日受領  
答 弁 第 一 四 号

(質問の 一四)

内閣衆質九五第一四号

昭和五十六年十一月二十七日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員榎崎弥之助君提出国会決議と行政権の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員榑崎弥之助君提出国会決議と行政権の關係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の決議は、国権の最高機関たる国会を構成する衆議院において議決されたものであり、政府は、その趣旨を今後とも尊重してまいる所存である。

右答弁する。